

○生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和31年4月生駒市教育委員会規則第1号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(学期)</p> <p>第2条 学年を次の3学期に分ける。</p> <p>第1学期 4月1日から<u>8月31日</u>まで</p> <p>第2学期 <u>9月1日</u>から12月31日まで</p> <p>第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 休業日を次のとおり定める。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(3) 夏期休業日 7月21日から<u>8月31日</u>まで</p> <p>(4) 冬期休業日 12月24日から翌年の1月6日まで</p> <p>(5) 春期休業日 3月25日から4月5日まで</p> <p>(6) 学校創立記念日</p> <p>(7) その他の休業日 前各号に掲げるもののほか、学校運営上又は教育上必要がある日で年間を通じ5日以内</p> <p>2 前項第7号の休業を実施するときは、校長は、様式第1号により生駒市教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。</p>	<p>(学期)</p> <p>第2条 学年を次の3学期に分ける。</p> <p>第1学期 4月1日から<u>8月24日</u>まで</p> <p>第2学期 <u>8月25日</u>から12月31日まで</p> <p>第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 休業日を次のとおり定める。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(3) 夏期休業日 7月21日から<u>8月24日</u>まで</p> <p>(4) 冬期休業日 12月24日から翌年の1月6日まで</p> <p>(5) 春期休業日 3月25日から4月5日まで</p> <p>(6) 学校創立記念日</p> <p>(7) その他の休業日 前各号に掲げるもののほか、学校運営上又は教育上必要がある日で年間を通じ5日以内</p> <p>2 前項第7号の休業を実施するときは、校長は、様式第1号により生駒市教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。</p>